

住所コード	世帯コード	管内区コード

注

北海道高齢者医療保険 特別徴収開始通知書

年度の北海道高齢者医療保険の特別徴収開始及び特別徴収の開始を決定したことを通知します。

通知受取者 氏名	通知受取者 住所	通知受取者 生年月日	性別
住所			

徴収方法等

徴収方法	
特別徴収方法	
特別徴収対象年金	

年度の10月1日現在の保険料額は、おたのみの年度の保険料額より4月から8月に特別徴収された保険料の合計額を差し引いた額となります。

詳しくは、年度7月以降に通知します。

年 月 日
厚岸町長

北海道高齢者医療保険 特別徴収開始通知書について

1 徴収の趣旨

特別徴収による特別徴収額は、北海道高齢者医療保険料が北海道高齢者医療保険料を有する者に対して決定した保険料額について、高齢者の医療の確保に関する法律並びに同法施行令、施行規則の規定により徴収するものです。

2 徴収方法

年度10月1日以上の年金を交付されている方は、年金から特別徴収されます。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の両方ありの合計額が1回あたり、年金交付額に不足する場合は、厚岸町での介護保険料は特別徴収されていなければなりません。

このような場合、後期高齢者医療保険料は直接納めていただく普通徴収となります。

3 徴収額と引き上げの割合

この決定（以下「増徴」といいます。）は不明なときは、この増徴があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内は、北海道高齢者医療保険料に対して徴収額を増加させることができます。この増徴の割合は、徴収額を増加させた後であれば起算することでもありません。徴収額を増加させた日の翌日から起算して3か月を経過しても起算しないとき、この増徴により生ずる増徴の割合を軽減するため緊急の対応が必要となる場合があります。この場合は、徴収額を増加させたことを知った日の翌日から起算して3か月以内は、保険料の特別徴収開始通知書については厚岸町を代表する、厚岸町長として徴収することとなります。ただし、徴収額を増加させたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、徴収額を増加させた日の翌日から起算して1年を経過すると、増徴を軽減することとなります。

4 問い合わせ先

保険料の徴収（納付）に関すること
厚岸町役場 課 係
電話番号 0153-22-3131（内線）

住民コード	世帯コード	行政区コード

様

年度 後期高齢者医療保険料特別徴収・普通徴収額決定(変更)通知書
年度分の後期高齢者医療保険料を しましたので通知
します。

通知番号	被保険者番号
被保険者氏名	
生年月日	性別
住 所	

特別徴収			普通徴収		
期月	更正前	更正後	期月	更正前	更正後
1期4月	円	円	1期7月	円	円
2期6月	円	円	2期8月	円	円
3期8月	円	円	3期9月	円	円
4期10月	円	円	4期10月	円	円
5期12月	円	円	5期11月	円	円
6期2月	円	円	6期12月	円	円
計	円	円	7期1月	円	円
			8期2月	円	円
			9期3月	円	円
徴収方法			期 月	円	円
特別徴収			期 月	円	円
徴 査			期 月	円	円
特別徴収			期 月	円	円
対象年金			期 月	円	円
			期 月	円	円
			計	円	円

年 月 日
厚岸町長

変更理由

1 徴収の根拠

特別保険料額は、北海道後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療の被保険者資格を有する者に対して決定した保険料額について、高齢者の医療の確保に関する法律並びに同法施行令、施行規則の規定により徴収するものです。

2 特別徴収に係る納付方法

年額18万円以上の年金を支給されている方は、年金から特別徴収されます。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の1回あたりの合計額が1回あたりの年金支給額の2分の1を超えたり、厚岸町での介護保険料が特別徴収されていない場合などは特別徴収されません。

このような場合、後期高齢者医療保険料は直接納めていただく普通徴収になります。

なお、普通徴収に係る納付方法等については、別紙後期高齢者医療保険料納入通知書をご覧ください。

3 審査請求及び取消訴訟

この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、この処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経なくても提起することができます。この訴えは、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、保険料の納入通知書については厚岸町を被告（代表者は、厚岸町長）として提起することができます。ただし、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、訴えを提起することができなくなります。

4 問い合わせ先

保険料の徴収（納付）に関すること
厚岸町役場 課 係
電話番号 0153-52-3131（内線 ）

別記様式第4号中「不服申し立て」を「審査請求」に、「この保険料の決定」を「この決定（以下「処分」といいます。）」に、「60日」を「3か月」に、「この決定」を「この処分」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第3条関係)

(表 面)

郵便はがき

〒086-1192
厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
厚岸町役場 課 係
電 話 (0153) 52-3131
内線()

(中 面)

督促状

年度	整理番号	地区
納付確認年月日	年 月 日	納期限
期別	期別	期別
円	円	円

上記の未納金額のほかに 年度分が下記のとおりまだ納付されてお
りませんので、あわせてお納め願います。

円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円

発 行
年月日 年 月 日

北海道厚岸郡厚岸町長

※ 本状では納付することができません。

(裏 面)

納付には便利な口座振替を
ご利用ください

※手続は、各担当課又は下配の金融機関にお申し込みください。

北洋銀行本店・各支店
大地みらい信用金庫本店・各支店
厚岸漁業協同組合
銅路太田農業協同組合
浜中町農業協同組合
各郵便局(簡易郵便局除く)又はゆうちょ銀行

◎振替日は納期日25日となります。
(休日の場合は、翌日又は翌々日)

詳細については、宛名面記載の担当係へお問い合わせください。

口座振替のしくみ

(中 面)

○左記の金額が未納となっておりますので、お龍かめのうえ至急お納めくだ
さい。なお納付の際、別途延滞金が加算されます。また一度に納付できない場
合は、早急に各担当課までご来庁のうえご相談ください。

延滞金
納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納金額(1,000円未満
の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額
又は金額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日
までの期間については、年7.3%)の割合(平成12年1月1日から平成25年12
月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経
過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商
業手形の基礎割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満た
ない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあっては、当該商業手
形の基礎割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日
以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93
条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下
「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以
下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあって
は当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算し
た割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加
算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の
割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合
は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

●督促状を発した日から起算して11日までに完納しないときは、財産差押
を受けることになります。

●この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から
起算して3か月以内(正当な理由がある場合はこの処分のあった日の翌日か
ら起算して1年以内)に北海道後期高齢者医療審査会に対して審査請求をす
ることができます。この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に
対する裁決書を受け取った日の翌日から6か月以内(正当な理由がある場合
は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に厚岸町を被告として(訴
訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)提起することが
できます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を
経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌
日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又
は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があると
き、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に
対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。正当
な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対
する裁決の日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は
処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

●すでに納付済のときは行き違いですのでご了承ください。

●納付の際は、さきに送付した納付書と本状を必ずご持参ください。

●ご不明の点がありましたら、宛名面記載の担当係へお問い合わせください。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号(第4条関係)

後期高齢者医療保険料延滞金減免 決定 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

厚岸町長

印

年 月 日申請のあった後期高齢者医療保険料延滞金の減免については、次のとおり決定・却下したので、厚岸町後期高齢者医療に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき通知いたします。

減免決定・却下の理由								
番 号	年 度	期 別	保 険 料 額	延 滞 金 額	減 免 申 請 延 滞 金		減 免 決 定 額	
					計 算 基 礎	金 額	減免する延滞金	納付すべき延滞金
		1. 2. 3 4. 5. 6 7. 8. 9			年 月 日から 年 月 日まで 日間	円	円	円
		1. 2. 3 4. 5. 6 7. 8. 9			年 月 日から 年 月 日まで 日間	円	円	円
		1. 2. 3 4. 5. 6 7. 8. 9			年 月 日から 年 月 日まで 日間	円	円	円
備 考								

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合はこの処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に北海道後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。